

福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～



はじめに

近年、農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっています。政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月 閣議決定）では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。また、平成31年4月に、農福連携の全国的な機運醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」が設置され、令和元年6月には、取組の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」がとりまとめられました。

こうした農福連携の取組は、各種調査によれば、農業経営体における労働力の確保や売上増加に加え、障害福祉サービス事業所における賃金・工賃の向上や障害者の心身状況の改善など、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが明らかになっており、今後も、より一層の推進が求められています。

本パンフレットでは、障害者や生活困窮者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがいづくりのために農業の活用等を考えている方々を対象に、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等で活用可能な支援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

令和4年6月

はじめに

目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1

I 農福連携をめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・ p2

II 農業に関すること

Q1 農地を利用する方法は？・・・・・・・・ p7

Q2 農地の利用に関する相談は？・・・・・・・・ p10

Q3 農作業の指導を受けるには？・・・・・・・・ p11

Q4 農園整備等に関する支援策は？・・・・・・・・ p12

Q5 農業経営に関する支援策は？・・・・・・・・ p14

III 障害者の雇用・就労に関すること

Q6 施設外就労等（農作業請負）を始めるには？・・・・・・・・ p15

Q7 農作業請負や障害者雇用に関する農水省の支援は？・・・・・・・・ p17

Q8 農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に
活用できる支援は？

（＊ 特別支援学校からの職場実習の受入れ・・・・・・・・ p22）

Q9 障害者の雇用に関する相談先は？・・・・・・・・ p23

Q10 障害者の受入れの参考となるマニュアルは？・・・・・・・・ p24

Q11 障害者の雇用に関する厚労省の支援は？・・・・・・・・ p25

IV 高齢者の福祉に関すること

Q12 高齢者が農業に取り組む際の支援策は？・・・・・・・・ p27

V 生活困窮者等の自立支援

Q13 生活困窮者等が農業に取り組む際の支援は？・・・・・・・・ p29

VI 刑務所出所者等の自立支援

Q14 刑務所出所者等が農業に取り組む際の支援は？・・・・・・・・ p31

問い合わせ先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ p35

I 農福連携をめぐる情勢

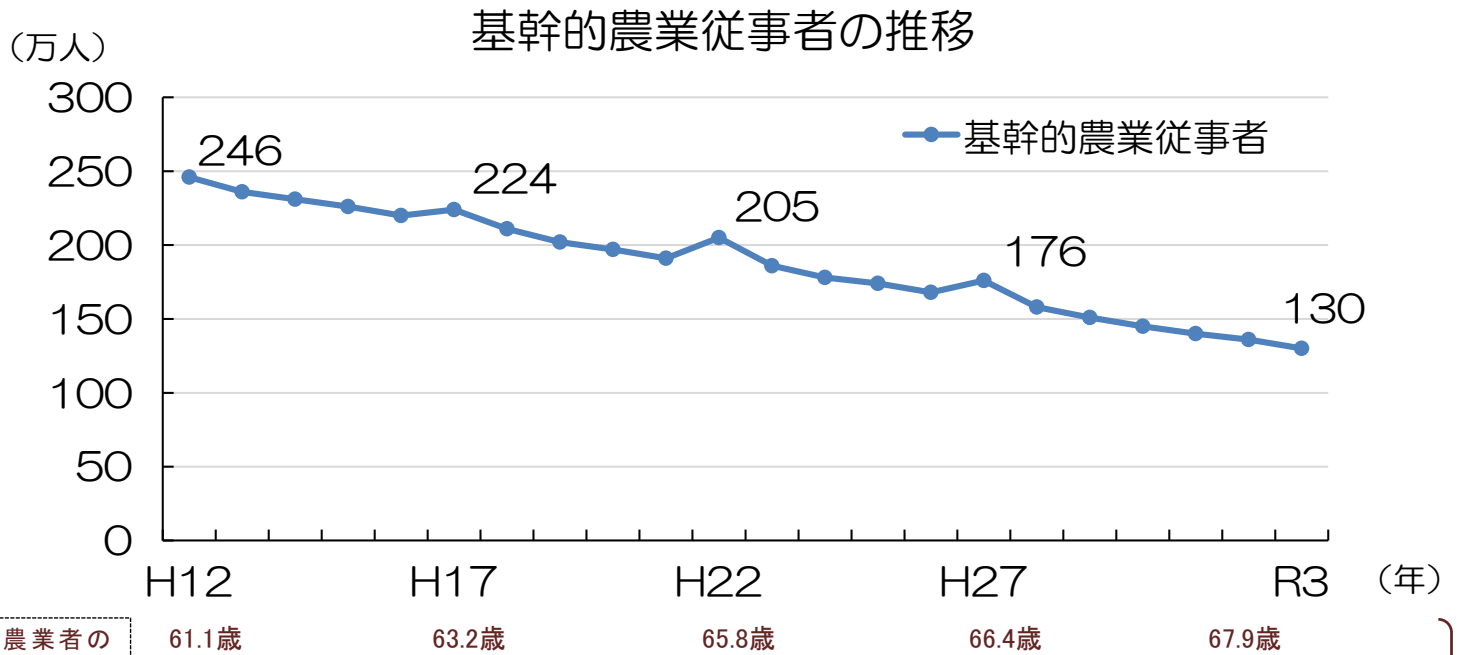


農業における課題



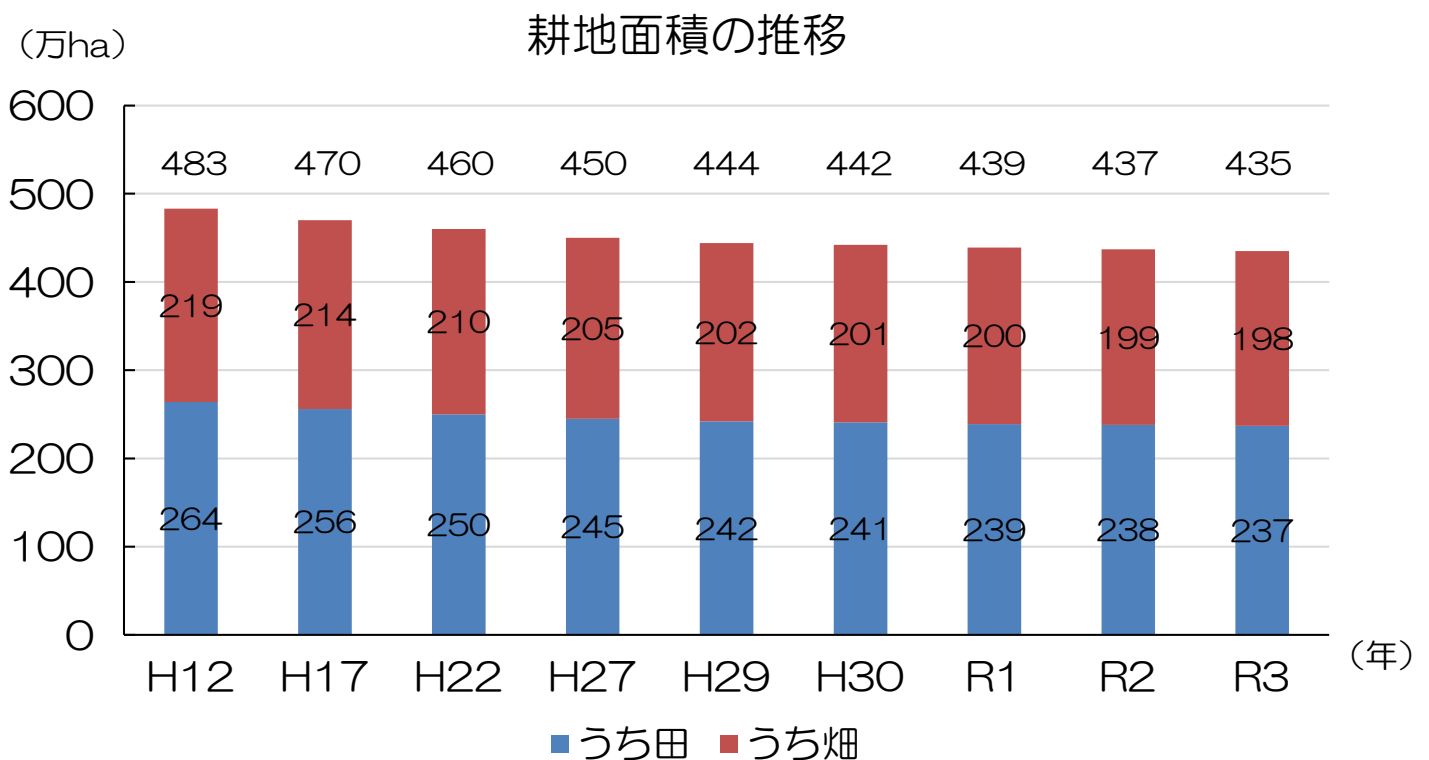
- 農業者は高齢化。また、農業者数や耕地面積の減少が課題。

○ 農業者の平均年齢は68歳。農業者の減少は止まらず。



出典：農林水産省「農林業センサス」、農林水産省「農業構造動態調査」
注：農林業センサスと農業構造動態調査は調査方法が異なるため、連続性はない。

○ 耕地面積も年々減少。

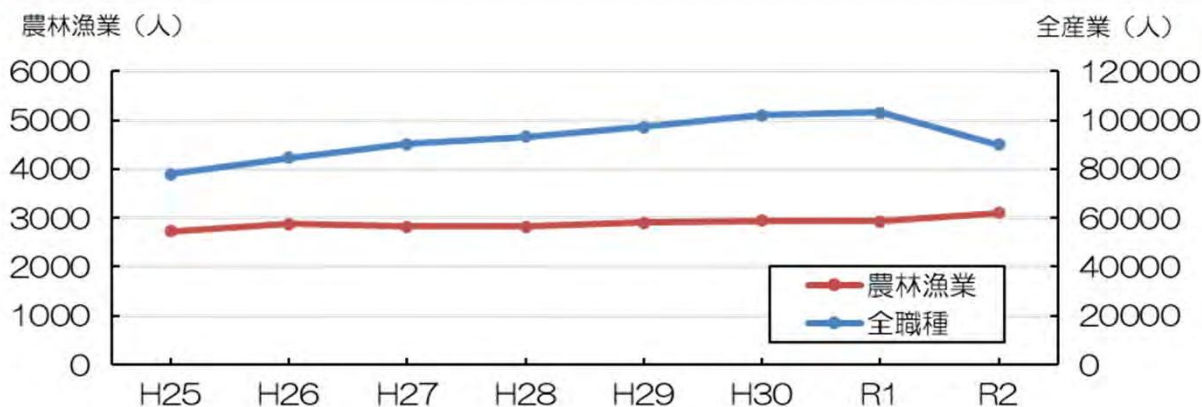


出典：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

農業における良い傾向

- 農林漁業への障害者の雇用は増加。また、農福連携は、農業経営体にとってメリットがある。

- ハローワークを通じた農林漁業の職業への障害者の就職件数は3,097件（令和2年度）で、5年前の1.10倍。令和2年度は、全産業の中で農林漁業のみが前年度より増加。



出典：厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」

- 農福連携に取り組む農業経営体の約8割が「受け入れた障害者が貴重な人材になった」、「5年前と比較して年間売上が増加した」、約6割が「労働力確保で営業等の時間が増加した」と回答。

出典：「農福連携の効果と課題に関する調査結果」（一般社団法人日本基金）
注：農業経営体を対象としたアンケート調査（平成30年度実施）

事例紹介

6次産業化で安定した収益と高い賃金を実現

運営主体：株式会社 九神ファームめむろ（北海道芽室町）
障害福祉サービス事業所：就労継続支援A型事業所「九神ファームめむろ」



ほ場での野菜生産



ジャガイモの一次加工



地産地消のコミュニティレストラン

- 平成25年、北海道芽室町によるプロジェクトとして、町内初のA型事業所として開業。
- 障害者は、借地4ハクトルで野菜生産をするほか、ジャガイモ皮むき・カット・パック詰めなど一次加工を実施。
- 障害者約20名が就労。農作業等を通じて障害者の働く意欲が向上し、支援スタッフや町内の一般就労へのステップアップも実現。
- 作業スピードがアップし、1か月の製造量は約10トンと開所当初から倍増。
- 出資企業である惣菜メーカーによる買取で経営が安定し、平均月額工賃は約11万円の水準（平成29年度）



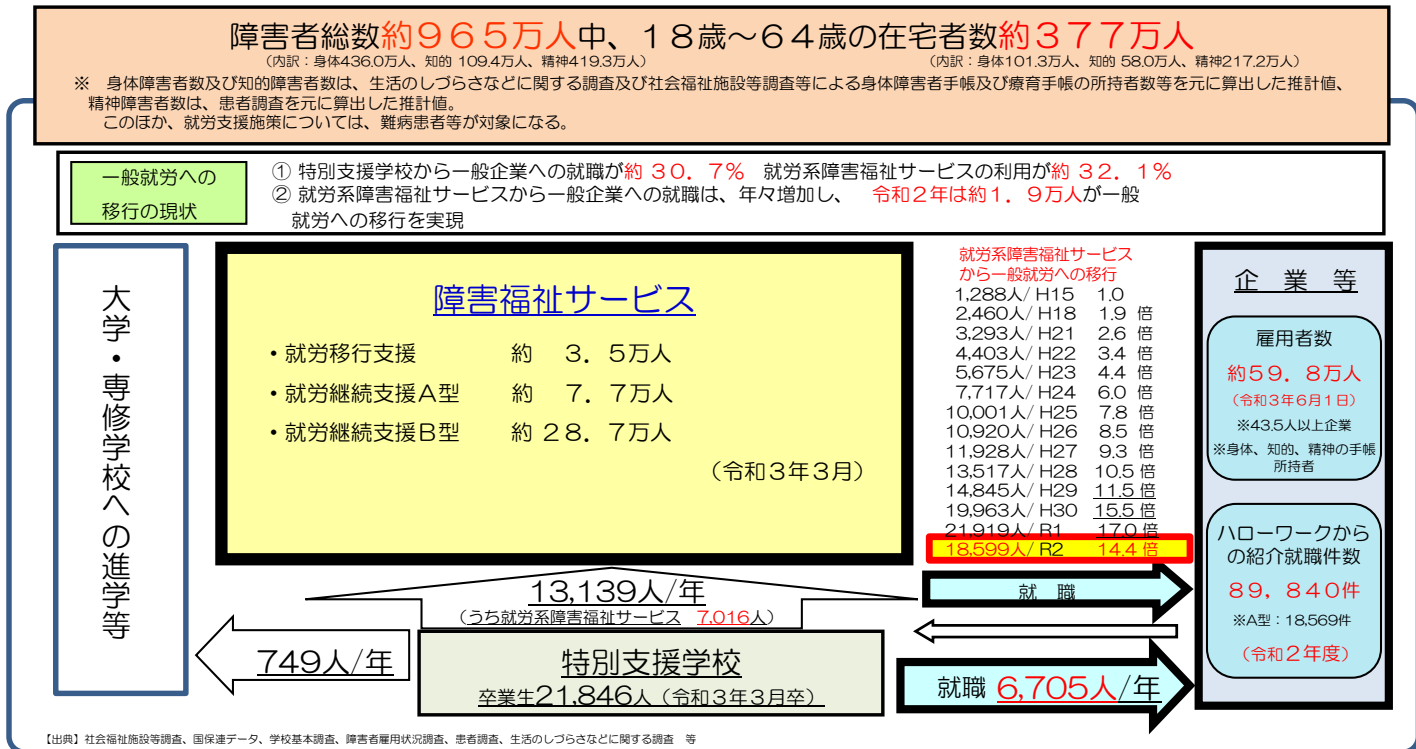
障害福祉・雇用における課題



- ・障害者の就労先の確保が求められている。
- ・就労継続支援B型事業所での平均月額工賃は15,776円。

- 身体・知的・精神障害者の総数は約965万人。うち、18歳～64歳の在宅者数は約377万人。
- 43.5人以上企業における障害者雇用者数は約59.8万人
- 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数の合計は、約39.9万人

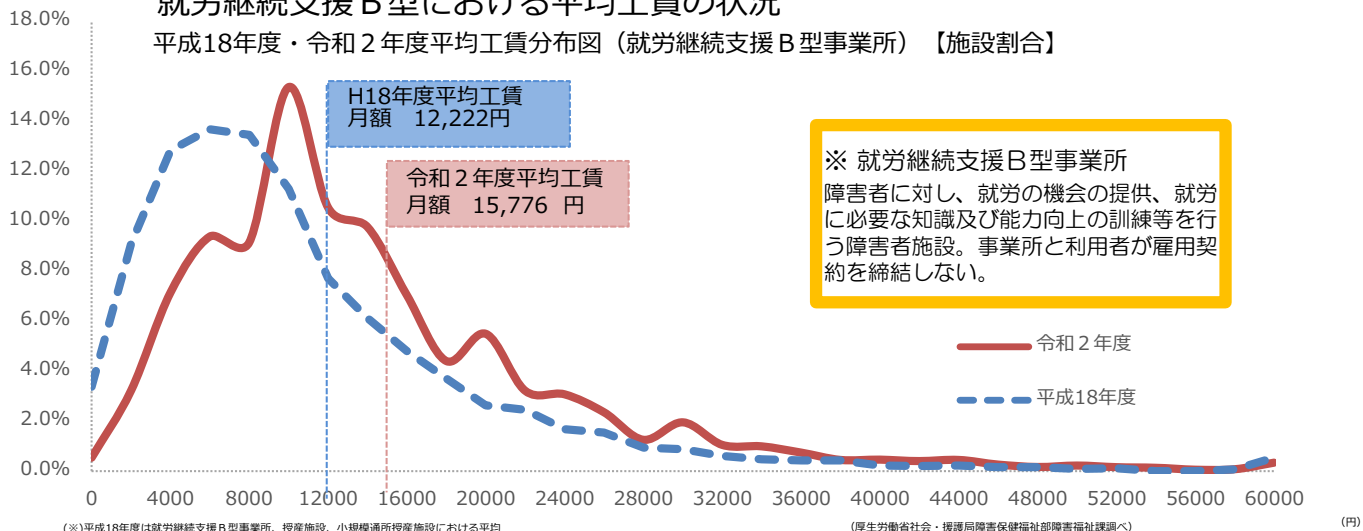
就労支援施策の対象となる障害者数/地域の流れ



- 就労継続支援B型事業所において、令和2年度の利用者1人当たりの平均月額工賃は、15,776円と18年度と比べて29.1%上昇している。
- また、平均工賃を時給換算すると222円となっている。

就労継続支援B型における平均工賃の状況

平成18年度・令和2年度平均工賃分布図（就労継続支援B型事業所）【施設割合】



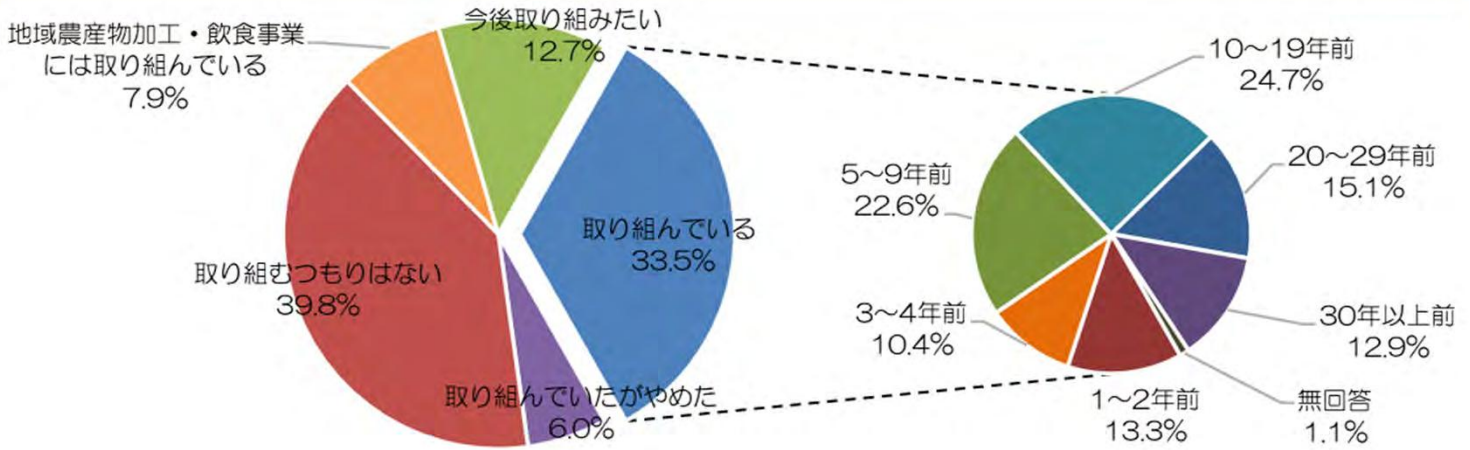


障害福祉・雇用における良い傾向



- 近年、多くの障害福祉サービス事業所が、農福連携に取り組んでいる。また、農福連携による良い効果が目立っている。

○ 障害福祉サービス事業所のうち、33.5%が農業活動に取り組む。また、そのうち、23.7%が過去4年以内に農業活動への取組を開始。



出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利活動法人日本セルフセンター）
注：障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査（平成25年度実施）

○ 農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所の約8割が「利用者に体力がついて長い時間働けるようになった」、約7割が「過去5年間の賃金・工賃が増加した」、約6割が「利用者の表情が明るくなった」と回答。

出典：「農福連携の効果と課題に関する調査結果」（一般社団法人日本基金）
注：障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査（平成30年度実施）

事例紹介

有機農業による農業を通じた障害者就労支援

（福島県泉崎村）

運営主体：社会福祉法人 ころん

障害福祉サービス事業所：多機能型事業所「ころん」



「ころんファーム」（野菜等生産） 「ここたまファーム」（鶏卵生産） 「ころん工房」（加工品生産） 「ころんや」（直売・カフェ）

- 地域内で高齢化により経営継続を断念された鶏舎を2010年に引き継ぎ、2011年にNPOから社会福祉法人化し農業参入。
- 地域内の農家と連携し、有機農業を行うとともに、自社及び地域内の農家で生産された農・畜産物（卵）を活用した菓子製造、地域特産物の地元企業との共同開発、直売所・カフェでの販売等、6次産業化を進め、約1億円（令和2年度）の売上げを確保。東日本大震災からの地域農業復興の核となる。
- 農産物直売所での販売による地産地消の推進、地元の高齢者等の買物支援等により、農村社会の維持・発展にも貢献。

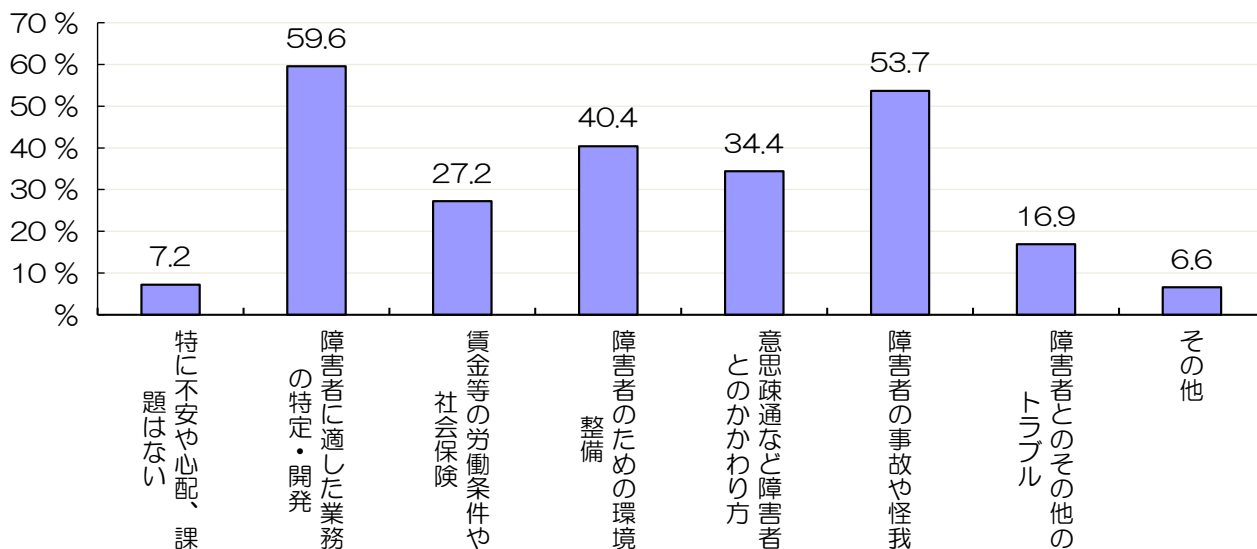
農業分野における障害者の雇用

民間企業で働く全国の障害者の割合（実雇用率）は、2.20%（令和3年6月1日現在）です。このうち、農林漁業は2.34%と全体平均を上回るとともに、ハローワークを通じた農林漁業の職業への就職件数も、5年前と比較すると1.10倍に伸びています（3ページ）。

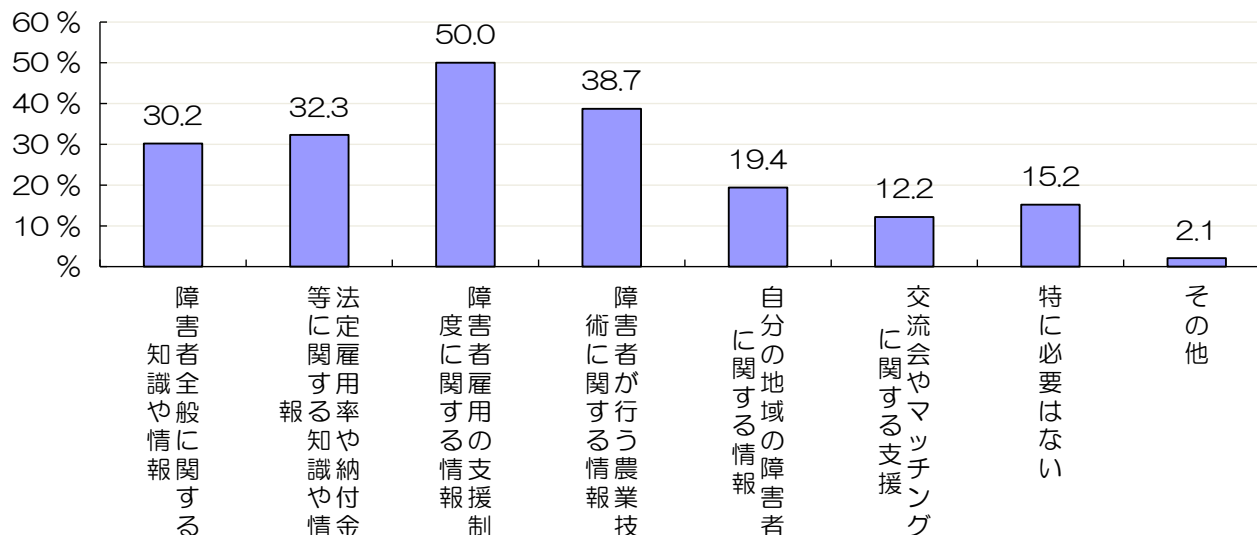
その一方で、農業法人を対象としたアンケート調査の結果によれば、障害者の雇用に対し、「障害者に適した業務の特定や開発」、「障害者の事故や怪我」、「障害者のための環境整備」等の不安や心配も見られます。

また、障害者の雇用に関して欲しい情報や支援としては、「障害者雇用の支援制度に関する情報」、「障害者が行う農業技術に関する情報」等が挙げられています。

障害者を雇用する際の不安や心配



障害者雇用に関しての欲しい情報や支援



出典：農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果
 (独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ（平成21年3月時点）

Ⅱ 農業に関すること

社会福祉法人やNPO法人等の皆様へ

農地を利用する方法は？

Q

1

障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人やNPO法人等が農地を利用したい場合、どのようにすればよいでしょうか。

A

法人が農地を利用する際は、

- (1) 農業目的で農地を借りる場合
 - (2) 社会福祉事業等の目的で農地を購入、または借りる場合
 - (3) 体験農園を利用する場合
- ごとに手続きが異なります。

(1) 農業目的で農地を借りる場合

○ 法人として、農地の権利設定について農業委員会の許可（注）を受けることで、農地を借りることができます。

（許可を受けるに当たっての確認事項）

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
- ② 借り入れようとする農地を含め、一定の面積（※）を経営すること
※（一定の面積は、市町村ごとに異なります。）
- ③ 貸借契約に、農地を適正に利用していない場合には契約を解除する旨の条件が付されていること
- ④ 1人以上の役員等が、農業に常時従事すること
- ⑤ 周辺の農地利用に支障がないこと
- ⑥ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと

（注）上記のほか、農業経営基盤強化促進法に基づく手続きによって農地を借りることができます。また、都市農地貸借円滑化法に基づく手続きによって農地（生産緑地）を借りることができます。

なお、借り入れる農地を探す際には、農地中間管理機構（農地バンク）から紹介してもらうこともできます。

(2) 社会福祉事業等の目的で農地の借入れや購入を行う場合

- 社会福祉事業等を行うことを目的として設立された法人（医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人）として、農地の権利設定について農業委員会による農地法の許可を受けることで、農地の借入れや購入を行うことができます。

（許可を受けるに当たっての確認事項）

- ① 農地の全てを利用すること
- ② 周辺の農地利用に支障がないこと
- ③ 農地を法人の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供する（※）こと

※ 例えば、障害福祉サービス等を提供する法人が、園芸療法の一環として農地を利用する場合などが考えられます。

【注】農業委員会の許可

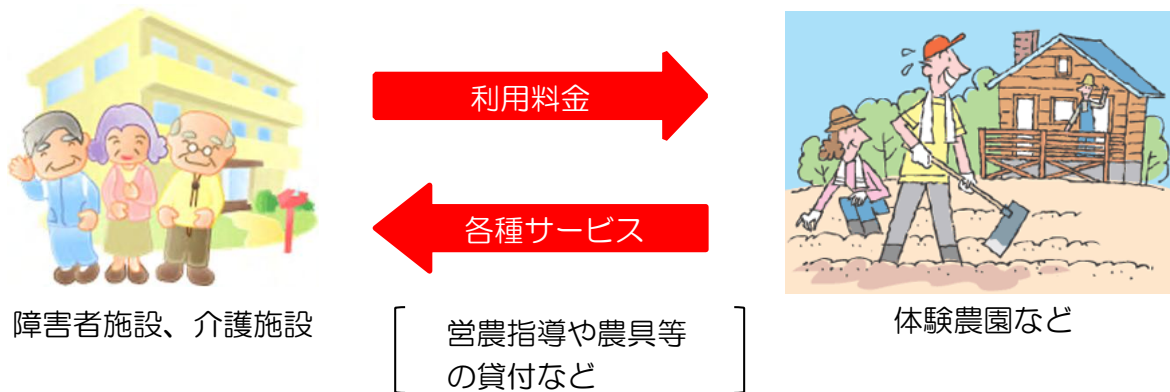
- 農地の権利を取得する場合には、原則として、農地法に基づく市町村の農業委員会の許可を受ける必要があります。まずは、農地が所在する農業委員会にお問い合わせください。

※ 農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可など、農地に関する事務を執行する行政委員会であり、各市町村に設置されています。

問い合わせ先 市町村、農業委員会

(3) 体験農園を利用する

- 体験農園※の開設者に利用料を支払って農作業をする形態です。障害者施設や介護施設の入所者が気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。
- 利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



※ 体験農園とは、利用者が開設者に決められた利用料金を支払って、決められたルールに従って農作業を体験する農園のことで、ふれあい農園、レジャー農園などとも呼ばれています。



問い合わせ先 市町村、農業委員会、利用を考えている農園

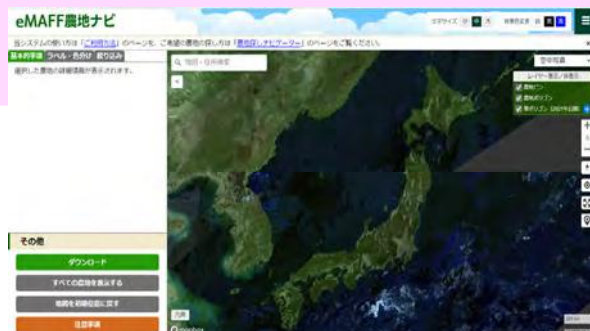
農地の利用に関する相談は？

Q 2 利用可能な農地はどのようにすれば見つかりますか。

農地情報の入手について

A 1 インターネット上の「eMAFF農地ナビ」をご活用ください。どなたでも無料で農地情報を見ることが可能です。

eMAFF農地ナビ（全国農業会議所）
<https://map.maff.go.jp>



農地の借入れや購入について

A 2 農地の借入れや購入を行う場合、農業委員会の許可が必要となりますので、農地がある市町村の農業委員会にご相談ください。

体験農園などの利用について

A 3 体験農園などの利用をお考えの場合、既に開設されている農園の情報などについて、お住まいの市町村の農業担当係にご相談ください

農林水産省「市民農園の利用方法」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/s_riyou.html

問い合わせ先 市町村、農業委員会

農作業の指導を受けるには？

Q

3

農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか。

A

近隣の農業経験者に依頼するか、都道府県の普及指導センターや市町村の農業担当係にお尋ねください。

農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など、近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や、農業の専門技術者が配属されている都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

なお、体験農園などを利用する場合は、開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり、農作業の指導に当たることが一般的です。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといでしょう。

(例)

- どの程度農作業を行うのか？（年に数回だけ、週に数日など）
- どのような方を対象とした指導なのか？（障害の種類や人数など）
- どこで農作業を実施するのか？（体験農園や福祉施設）
- 日常の管理はどこまで行うことが可能か？

都道府県の普及指導センターについては、以下の全国農業改良普及支援協会のWEBサイトをご覧ください。

都道府県別 普及指導センター

<https://www.jadea.org/link/center.html>

(参考情報)

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のWEBサイトにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「農作業安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

問い合わせ先 都道府県、市町村等

農園整備等に関する支援策は？

Q
4

福祉目的の農園整備や、農林漁業等の体験施設の整備に必要な支援策はありますか。

A
1

障害者の就労・雇用、高齢者の生きがいづくりや介護予防等の目的で農園の整備などに要する経費の支援があります。

障害者の就労・雇用等を目的とした農業生産施設の整備に加え、トイレ、農機具庫等の附帯施設や加工・販売施設の整備も補助対象となります。また、農業・加工技術等の習得に必要な専門家による研修やマニュアル作成等の取組も支援します。

事業名等	内容	交付率/助成額上限	対象
農福連携支援事業	農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の管理者、当該施設に従事する障害者及び生活困窮者等が、専門家の指導により農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成	○交付率・・・定額 ○助成額上限・・・150万円 *農福連携整備事業の(3)「農業経営支援型」と併せて実施する場合には、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり300万円。 *分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合には、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できる。	農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、民間企業等
農福連携整備事業	障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な農地の整備を含む。）、加工販売施設並びに高齢者の生きがい及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備	○交付率・・・2分の1以内 ○助成額上限 (1)簡易整備型・・・200万円 比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設及び附帯施設の整備 (2)高度営農支援型・・・1,000万円 収益性の高い複合的な営農形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備 (3)農業経営支援型・・・2,500万円 農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設等の整備 (4)介護・機能維持型・・・400万円 高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備	農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、民間企業等

注：農福連携支援事業と農福連携整備事業は、原則として、併せて実施すること。

（ただし、農福連携の取組を行う農業生産施設等を既に経営している場合等で、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法及び経営手法等の習得を行うための研修、視察等の取組を希望する場合は、農福連携支援事業にのみ応募することも可能）。



農業施設



洗い場



トイレ



農機具庫



農山漁村振興交付金（農福連携対策）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html#補助事業>

問い合わせ先

各地方農政局等（p35）

農林漁業体験施設や高齢者等の地域住民の活動促進に必要なとなる施設等の整備の支援があります。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 ・農山漁村活性化整備対策（ハード）	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援	1 / 2等	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等
			
廃校を活用した交流拠点		高齢者による料理教室	

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 地域整備課

農業経営に関する支援は？

Q

農業経営を円滑に行うための支援はありますか。

5

A

認定農業者になって、農業経営における各種メリット措置を受けましょう。

1

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業を営んでいる又はこれから営もうとする者が作成した農業経営改善計画を市町村に認定（令和2年4月から国・都道府県による認定が開始）されれば、担い手を支援するための各種メリット措置を受けることができるものです。

近年では、社会福祉法人やNPO法人等が運営する事業所等が、農業生産活動に取り組む事例も増えてきていますが、この制度の対象は法人形態を問わず、農業経営改善計画を作成し、認定を受ければ認定農業者になることができます。

【メリット措置の例】

- 経営所得安定対策・・・麦・大豆等の恒常的なコスト割れを補てん（畑作物の直接支払交付金）
米価等が下落した際に収入を補てん（収入減少影響緩和交付金）
- 融資（スーパーL資金）・・・農地、農業経営用施設・機械の取得等に必要な長期低利融資（融資額：個人3億円、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円））。実質化された人・農地プランの中心経営体に位置づけられた等の場合、貸付当初5年間の金利負担が軽減 等

問い合わせ先 地方農政局、都道府県、市町村等

A

農業協同組合（JA）では、組合員に対し、生産技術や営農情報をはじめ、農薬・肥料等の購入や融資、生産した農作物の販売など、各種の農業関連の事業・サービスを提供しています。

2

農業協同組合の事業は組合員となって利用するのが原則ですが、組合員以外の方も一定の範囲で事業を利用することができます。

社会福祉法人やNPO法人等の法人の形態にかかわらず、その事業の実態に即して農業を営む法人と判断されれば、組合員になることも可能ですので、加入しようとする農業協同組合（JA）にご相談ください。

問い合わせ先 農業協同組合

Ⅲ 障害者の雇用・就労に関すること

社会福祉法人やNPO法人等の皆様へ

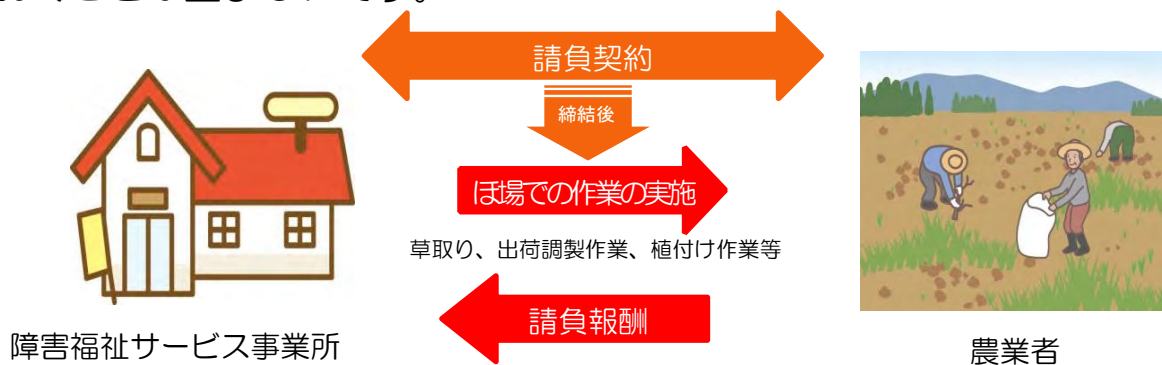
施設外就労等（農作業請負）を始めるには？

Q 6 農作業に取り組むにあたって、農地を借り受けたり、購入することに不安を感じるのですが、他に方法はないでしょうか。

A 障害福祉サービス事業所が、農業者から農作業の一部を請け負って、農業者のほ場に通う「施設外就労」という方法であれば、比較的容易に農作業に取り組むことができます。

施設外就労とは、障害福祉サービス事業所が農業者と農作業の請負契約を締結し、農業者のほ場に通って農作業を実施するものです。農業者は、障害福祉サービス事業所に対し、作業の対価である請負報酬を支払うこととなります。

障害者には、障害福祉サービス事業所の支援スタッフ（職業指導員）が同行して、請け負った作業を独立して行うことから、障害者への作業指示等は、支援スタッフが行います。そのため、事前に、支援スタッフが作業内容を把握しておくことが望ましいです。



施設外就労を始めるには、①地域の障害福祉サービス事業所と農家・農業法人等が直接交渉する方法のほか、②障害福祉サービス事業所が市町村やJA等から農家・農業法人等を紹介してもらう方法、③地域の共同受注窓口を活用する方法などがあります。

※ 共同受注窓口とは、複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注に取り組み、受注業務のあっせん又は仲介等を行う組織です。各都道府県等が、社会福祉法人やNPO法人等に委託する等して事業を実施します。地域の共同受注窓口については、各都道府県やNPO法人日本セルプセンター等にお問い合わせください。

農業分野における施設外就労によって、

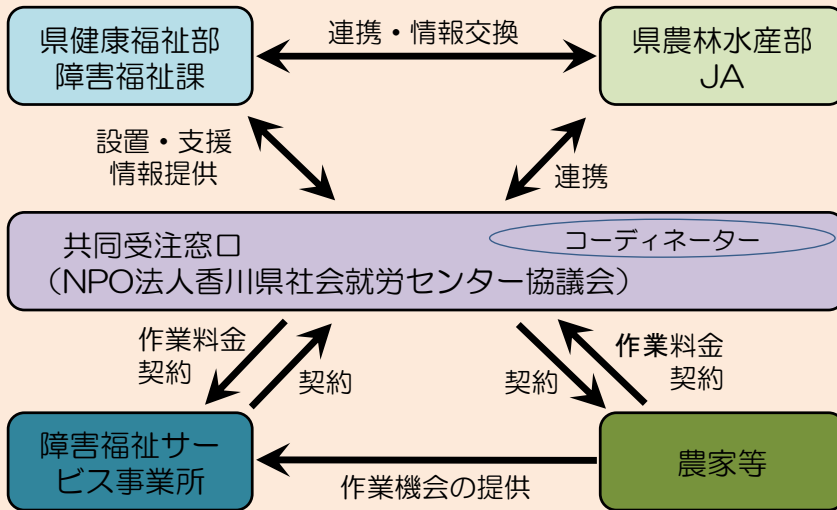
- 受託作業の減少や自主製品の販売不振により、収益の減少や作業賃金の低下が起こること、単調な室内作業に陥りがち、といった障害福祉サービス事業所の課題
- 高齢化による労働力不足といった農家・農業法人等の課題

の双方を改善することが可能です。

自治体や共同受注窓口と協力しながら地域で施設外就労を進めた事例を以下に紹介します。

■香川県の事例

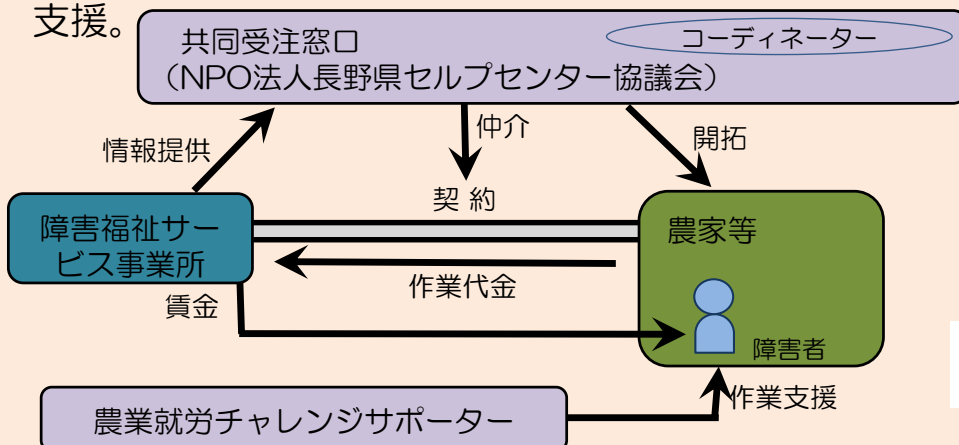
- 県障害福祉課が、障害福祉サービス事業所の工賃向上のために、県農林水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。
- 共同受注窓口であるNPO法人香川県社会就労センター協議会の専任コーディネーターが、農家と障害福祉サービス事業所等をマッチング。



にんにくやタマネギの収穫

■長野県の事例

- 共同受注窓口であるNPO法人長野県セルフセンター協議会の農業就労チャレンジコーディネーターが、農家や障害福祉サービス事業所の開拓、両者の仲介等の活動を実施。
- 施設外就労が実現した場合、農業就労チャレンジサポーターを派遣し作業支援。



派遣先で農作業支援を行う農業就労チャレンジサポーター

農作業請負や障害者雇用に関する農水省の支援は？

Q
7

地域において、障害福祉サービス事業所が農作業を請負ったり、農業法人が障害者を雇用する場合、農水省の支援はありますか。

A

障害者が農業経営体で農作業等を行うため、環境整備などに要する経費への支援があります。

3. 令和4年度の事業の詳細

事業名等	内容	交付率/助成額上限	対象
農福連携支援事業	農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の管理者、当該施設に従事する障害者及び生活困窮者等が、専門家の指導により農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成	○交付率・・・定額 ○助成額上限・・・150万円 *農福連携整備事業の(3)「農業経営支援型」と併せて実施する場合には、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり300万円。 *分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合には、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できる。	農業法人、 社会福祉法人、 特定非営利活動法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、 民間企業 等
農福連携整備事業	障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な農地の整備を含む。）、加工販売施設並びに高齢者の生きがい及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備	○交付率・・・2分の1以内 ○助成額上限 (1)簡易整備型・・・200万円 比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設及び附帯施設の整備 (2)高度営農支援型・・・1,000万円 収益性の高い複合的な営農形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備 (3)農業経営支援型・・・2,500万円 農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設等の整備 (4)介護・機能維持型・・・400万円 高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備	農業法人、 社会福祉法人、 特定非営利活動法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 公益社団法人、 地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、 民間企業 等

注：農福連携支援事業と農福連携整備事業は、原則として、併せて実施すること。

（ただし、農福連携の取組を行う農業生産施設等を既に経営している場合等で、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法及び経営手法等の習得を行うための研修、視察等の取組を希望する場合は、農福連携支援事業にのみ応募することも可能）。

農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に活用できる支援は？

Q

8

農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に、活用できる支援はありますか。

A

農業の専門家による知識・技術の提供や6次産業化に向けた支援などがあります。
また、社会福祉法人等が実施する施設整備に要する費用の一部に対する支援があります。

○工賃向上計画支援等事業（農福連携による障害者の就労促進プロジェクト）

【目的】 障害福祉サービス事業所が農業分野へ参入することで、障害者の工賃向上を実現するために支援します。

【支援内容】 都道府県が、①農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言、②6次産業化への取組支援、③農福連携マルシェの開催支援、④好事例の収集やセミナー開催等の意識啓発、⑤農業者と障害福祉サービス事業所の施設外就労のマッチング支援を実施するために、都道府県に対して助成を行います。

【負担割合】 国10/10

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

＜プロジェクトを活用している都道府県一覧（令和3年度分）＞

都道府県	特別事業				
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道			○		
青森県			○		
岩手県	○		○		○
宮城県	○		○		○
秋田県				○	
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○	○	○
茨城県			○		○
栃木県	○		○		
群馬県	○				
埼玉県	○				○
千葉県	○				
東京都	—	—	—	—	—
神奈川県	○		○	○	
新潟県			○	○	○
富山県	○		○		○
石川県	○				
福井県		○	○		
山梨県		○			○
長野県	○		○	○	○
岐阜県	○			○	○
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○		○	○	
三重県	○	○	○	○	○

都道府県	特別事業				
	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
滋賀県	○		○	○	○
京都府	○	○	○	○	○
大阪府					○
兵庫県	○	○	○		○
奈良県	○	○	○		
和歌山県	○	○	○	○	○
鳥取県		○	○	○	○
島根県	○		○	○	○
岡山県	○				
広島県	○		○		○
山口県			○		
徳島県	○	○		○	○
香川県	○				○
愛媛県		○			
高知県		○	○		○
福岡県	○		○		
佐賀県			○		
長崎県	○		○		
熊本県	○		○	○	○
大分県	○		○		
宮崎県	○		○		○
鹿児島県	○		○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	
計	33	14	34	18	27

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

○ 社会福祉施設等施設整備費補助金

【目的】 障害者の社会参加支援及び地域移行支援等を更に推進するため、障害福祉サービス事業所等の基盤整備を図ります。

【支援内容】 社会福祉法人やNPO法人等が、障害福祉サービス事業所を立ち上げ、障害者の就労支援を実施しようとする場合、施設整備の経費の一部を支援することができます。

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

【実施主体】 社会福祉法人、社団法人、NPO法人 等

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

○ 農山漁村振興交付金（再掲）

12ページで紹介したとおり、農山漁村振興交付金により、障害者の雇用・就労などを目的とした農園の整備等に要する経費の一部を支援できます。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課、地域整備課

○ 農地の転用

社会福祉法人やNPO法人等が、障害福祉サービス事業所を立ち上げる際には、作業室、相談室等の設備を設置する必要があります。これらの法人等が、農業に取り組むため、農地に設備を設置する際には、農地転用許可の取扱いについて、次のことに留意する必要があります。

なお、設備を設置する農地が農用地区域内にある場合は、予め、市町村による農業用施設用地への用途設定、もしくは、農用地区域からの除外が必要になります。

- (1) 自らの農業生産活動に必要な不可欠な農業用施設（畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機格納庫、農業用倉庫、トイレ、駐車場、更衣室等）を設置する場合、その規模が2a未満であり、かつ、自ら耕作している農地に設置するのであれば、転用許可は不要です。
- (2) (1) に該当しない場合であっても、農業用施設であれば、転用許可を受けることで、設置することができます。
- (3) 法人が社会福祉事業等を進めるために必要な設備であれば、農業用施設以外であっても、転用許可を受けることで、設置することができます（設備等の要件を満たす必要があります。）。

問い合わせ先 市町村・農業委員会

特例子会社について

特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことです。

障害者の雇用の促進等に関する法律により、従業員43.5人以上を擁する事業主は、雇用する従業員の2.3%以上を障害者とするよう、義務付けられています。事業主が、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例として、その子会社に雇用されている従業員を親会社に雇用されているものとみなして雇用率に算定することができます。これを特例子会社制度といいます。

令和3年6月1日現在で562社の特例子会社が設置されており、少なくとも50社が農業活動を行っていることが確認されています（農林水産政策研究所調べ）。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、今後も、特例子会社は増加するものと予想されています。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が期待されます。



特例子会社制度のメリット

(1) 事業主にとってのメリット

- ・ 障害特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・ 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。 など

(2) 障害者にとってのメリット

- ・ 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・ 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。 など

連携農家での作業風景



メロンの傘かけ



トマトの葉かき



ミニチンゲンサイの出荷調製

- 特例子会社が自ら農業を行うのではなく、農作業を複数の農家から請け負うことで、通年で障がい者の働く場所を確保し、農家と地域の活性化に貢献する「ひなりモデル」を確立。
- 障がいのある社員（以下、スタッフ）3～4人に対して支援員1人の体制を基本に、農家7戸から農作業（定植、収穫、草取り、圃場整備、出荷調製等）を請け負う。浜松オフィスでは、28人の障がい者を雇用（浜松オフィス人員数38人／CTCひなり全従業員数115人）。
- 農業技術は農家から習得。支援員がスタッフに対して作業指示や技術指導を行いながら農作業を行う。
- 連携農家の農作物や加工品は、ひなりで袋詰めやシール貼りなどを担当しノベルティや贈答品としてCTCグループ向けに販売。本社オフィスにあるグループ社員が利用する「HINARI CAFE」でも商品を販売するとともにひなりと農家の取り組みを紹介している。
- ひなりに作業を請け負ってもらう農家からは、「ひなりの存在により労働力が確保され、経営規模の拡大につながった」と評価され、地域の農家の経営改善・拡大に貢献。

（参考情報）

農林水産省の研究機関である農林水産政策研究所では、特例子会社等の農業分野への進出に関する調査研究を行いました。その概要を以下のWEBサイトに掲載していますので、ご参照ください。

「社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題」

https://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2012/attach/pdf/120703_04.pdf

農業側からのアプローチの例

「障害者の雇用に関心はあっても、いきなりは不安」「まずは、障害者のことを知ったうえで」という方もいらっしゃると思います。農業と福祉が、お互いを理解し、障害者を支援する機関と相談しながら、時間をかけて良好な関係をつくるのが大切です。

ホップ

○ 農作業体験や職場実習などの受入れ

- ・ いも掘り、稲刈りなどの農作業体験による交流
- ・ 特別支援学校高等部の職場実習の受入れ

*特別支援学校高等部の中には、近隣の企業等を訪問して職業体験活動や作業実習をする「職場実習」を行っているところがあります。生徒は、職場実習を通じて、関心のある職業分野や業務内容を探ります。また、受入側は、生徒の適性を見極め、卒業後に本採用するか判断する期間となり得ます。職場実習の受入れを検討する農業者は、近隣の特別支援学校高等部の進路指導担当や教育委員会にお尋ねください。

*実習先までの生徒の交通費が助成される場合があります（特別支援教育就学奨励費）。詳しくは、特別支援学校にご確認ください。

ステップ

○ 障害福祉サービス事業所と農作業の請負契約（施設外就労）

- ・ 障害福祉サービス事業所と播種、定植、収穫などの農作業の請負契約を結び、障害者が支援スタッフと一緒に農作業を行っているところを見ながら、障害者との接し方を確認

農業者からは、「来てもらおうと思っても、一年を通じて仕事がない。」
「忙しい時期や時間が決まっている。」という声を聞きます。
そのような時は、季節毎に請負契約を結ぶことも有効です。

ジャンプ

○ 障害者の雇用

（助成金制度等を含めて、経営上のメリットも十分に活用）

- ・ 障害特性や障害者の個性に合わせた作業工程を検討

障害者に担ってもらいたい農作業をいくつかの工程に細分化することで、工程によっては、障害者の方が効率的に行えることもあります。

また、経験や勘に頼ってきた技術を障害者が出来るように見直すことで、作業工程が整理され、経営改善に繋がった事例もあります。

障害者の雇用に関する相談先は？

Q

9

障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか。

A

障害者雇用に関するご相談につきましては、まずは最寄りのハローワークの専門窓口へご相談ください。

ハローワークの専門窓口では、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けているほか、障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて他の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

詳しくは以下の厚生労働省WEBサイトをご覧ください。

全国のアローワーク一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



また、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構のWEBサイトにおいて、障害者雇用に関与的に取り組んでいる事業所の好事例や、障害者雇用に関するノウハウや具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめた「雇用マニュアル」などを紹介しています。

詳しくは以下の(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構WEBサイトをご覧ください。

障害者雇用事例リファレンスサービス

<https://www.ref.jeed.go.jp/>

各種マニュアル

<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html>

障害者の受入れの参考となるマニュアルは？

Q

10

障害者を受け入れたい場合に、参考となるマニュアルなどがありますか。

A

「農業分野における障害者就労マニュアル」や「はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～」がありますので、参考にしてください。

農業分野における障害者就労マニュアル



農林水産省 農村工学研究所

■ 主な内容

- 就労受入れまでの流れ
農作業による訓練・研修／試行雇用／特例子会社による障害者雇用
- 受入れ・訓練事例
- 支援方法
ルールの明示／障害特性の把握と情報の共有／作業工程の分割・組み立て／言葉によらない指示／職場の環境整備／作業器具の工夫

詳しくは以下の農林水産省WEBサイトをご覧ください。

農業分野における障害者就労マニュアル

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/pdf/2008.pdf>

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課



■ 主な内容

- 障害者雇用の基礎理解
- 採用計画の検討・採用の準備
- 募集活動・社内支援の準備
- 職場定着のための取組
- 障害特性と配慮事項
- 就労支援機関

詳しくは以下の（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構WEBサイトをご覧ください。

はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～

<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/q2k4vk000003kesx.html>

問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者の雇用に関する厚労省の支援は？

Q

11

障害者を雇用した場合に、活用できる支援はありますか。

A

1

障害者の雇用を促進するために、障害者が働きやすい職場環境の整備等に対する支援制度などがあります。

○ 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部の助成を行う各種助成金があります。

(主な助成金)

○ 障害者作業施設設置等助成金

作業施設等の設置等^{*}を行った事業主に支給(例: 障害者1人につき上限450万円等)

^{*} 聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等。



上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構WEBサイトをご覧ください。

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構

○ 農山漁村振興交付金(再掲)

Q4 A1~2(12~13ページ)で紹介したとおり、農山漁村振興交付金により、障害者の就労・雇用などを目的とした農園の整備等に要する経費の一部が支援可能です。

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課、地域整備課

また、障害者を雇用した事業主に対する支援や、雇入れ後の障害者の職場定着に関する支援などがあります。

○ 雇用就農資金

就農を希望する49歳以下の障害者の方を新たに雇用する農業法人等に対して、新規雇用就農者1名あたり最大75万円/年（最長4年間）を助成します（通常は最大60万円/年で、新規雇用就農者が障害者の方の場合には最大15万円/年が加算されます）。

また、新規雇用就農者の1週間の所定労働時間は、年間平均35時間以上となる必要がありますが、障害者の方の場合は20時間以上で構いません。

なお、特定求職者雇用開発助成金との併給は認められません。

雇用就農資金の募集は全国農業会議所が行っており、申請や問合せは各都道府県農業会議等で受け付けています。

雇用就農資金

<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/fund/>

問い合わせ先 都道府県農業会議等

○ 障害者を雇い入れた場合などの各種助成

ー 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して助成金を支給します（例：中小企業の場合、最大3年間で総額240万円）。

ー トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

障害者を試行雇用として雇用した事業主に対して助成金を支給します。



上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の厚生労働省WEBサイトをご覧ください。

障害者を雇い入れた場合などの助成

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shisaku/jigyounushi/intro-joseikin.html

問い合わせ先 都道府県労働局/ハローワーク

○ 雇入れ後のジョブコーチ支援

雇入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターや社会福祉法人等から、職場にジョブコーチを派遣し、助言・支援しています。

問い合わせ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

Ⅳ 高齢者の福祉に関すること

地方公共団体等の皆様へ

高齢者が農業に取り組む際の支援は？

Q

12

高齢者が農業に取り組む際のその他の支援はありますか。

A

1

高齢者が、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりと同時に介護予防や生活支援のサービス基盤ともなるモデル的な活動について、その立ち上げ費用の支援があります。

高齢者が生産した農産物を用いて行う配食サービス活動等、高齢者による有償ボランティア活動（見守り、地域のニーズに応じた活動）の立ち上げに以下の事業が活用可能です。

対策名	内容	補助率	実施主体
高齢者生きがい活動促進事業	高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティアに関するモデル的な活動の立ち上げを支援	1か所あたり 200万円 *ただし、農福連携とは関係のない事業については100万円	市町村

問い合わせ先 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

事例紹介

「農」を活用した高齢者の社会参加

(岩手県花巻市)

- 岩手県花巻市の高松第三行政区では、在宅高齢者を支える生活支援サービス等の事業主体が少なく、今後、自助・互助による地域自らの取組が重要になってくるものと認識。一方で、高齢化による離農や、耕作放棄地の増加が懸念されていたところであり、こうした状況の中で、「福祉と農業の連携」による地域づくりモデルを計画。
- 平成26年度に市から受託した高齢者生きがい活動促進事業を契機に、
 - ・ 空き農地を活かし、高齢者等のボランティアが主体となって活動する「高齢者いきいき農園」を創設し、サービスを必要とする高齢者と共に運営するとともに、
 - ・ 農園で収穫した農産物について、近隣の介護事業所への提供や、農産物を加工した食品を高齢者の配食サービス等へ利用するなどの活動を実施。



事例紹介

「農」を活用した高齢者の社会参加

運営主体：NPO法人ぬくもり福祉会たんぽぽ

(埼玉県飯能市)



野菜苗の定植



利用者による耕耘作業



農作物の訪問販売

- 法人が運営する通所介護施設では、利用者（高齢者）の機能訓練の一環として、「畑のプログラム」（週3回、約90分/回）を実施しており、5～8名程度の利用者が農作業を実施。
- 畑のプログラムは、農作業を通じた機能訓練にとどまらず、社会参加の取組として、利用者自らが近くの障害福祉サービス事業所へ訪問し、栽培した野菜を販売。また、畑では、利用者同士による意見交換・交流も活発に行われ、コミュニケーションや憩いの場づくりにも貢献。
- また、同法人が運営するソーシャルファームには、農業経験のある高齢者が指導者として参画し、障害者等と一緒に野菜や花きの栽培・販売を実施。

生活困窮者等が農業に取り組む際の支援は？

Q

13

生活困窮者等の自立支援制度と農業分野とはどのように連携していますか。

A

1

農業分野に取り組む事業所が、一般就労や就労訓練事業による支援付き就労、就労体験の場となり、生活困窮者を受け入れていただく等の連携が考えられます。

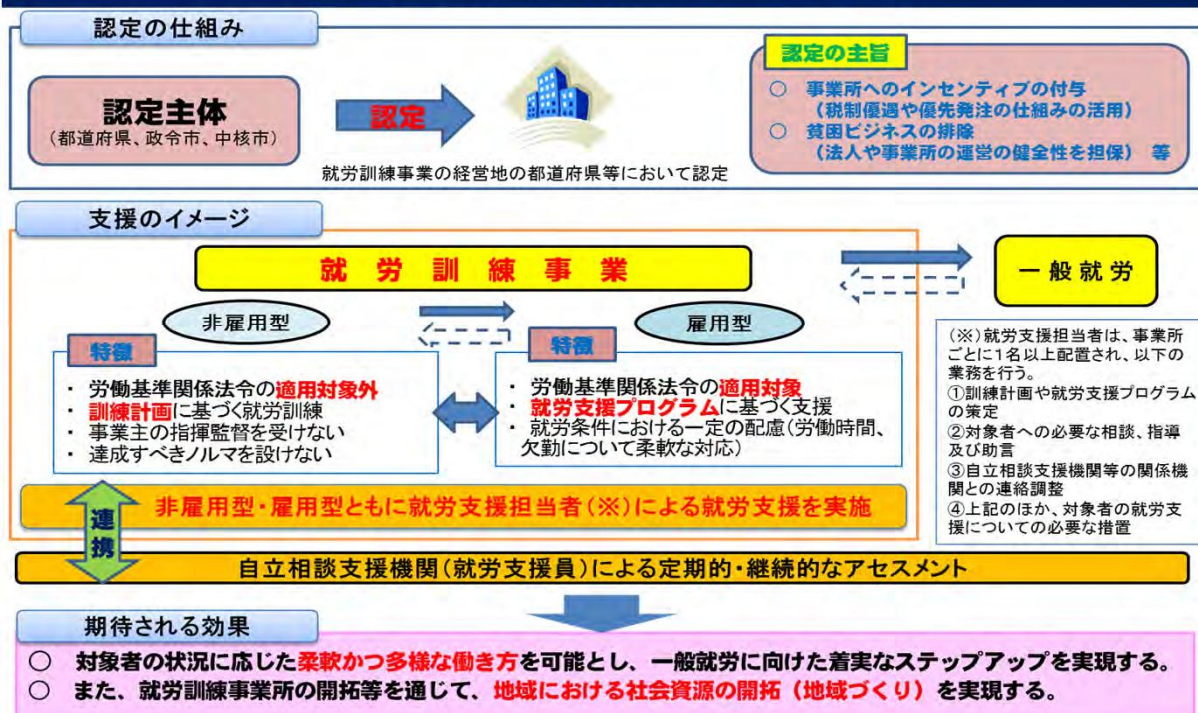
生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。

この法律は、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、就労訓練事業等のきめ細かな就労支援を含む包括的な支援を提供するものです。

障害者の就労で実績のある農業分野においても、生活困窮者に対する就労支援の受け皿となることなどが期待されています。

受入れをご検討されている農業分野に取り組む事業所におかれては、制度の実施自治体や実施機関とご相談いただき、官民協働での地域におけるネットワーク体制の構築にご協力ください。

認定就労訓練事業の推進について



厚生労働省より

また、平成28年度から「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施しています。

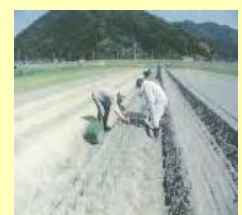
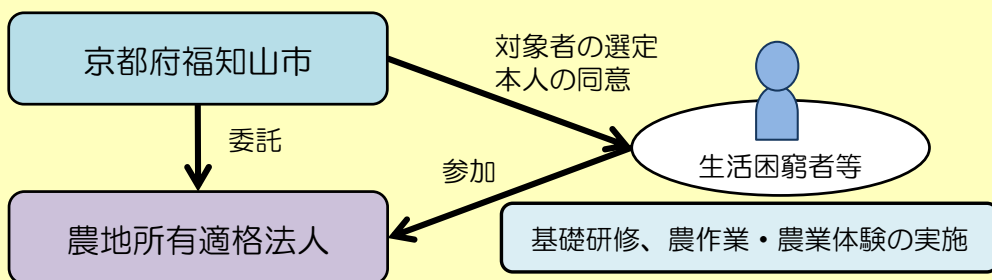
農業分野に取り組む事業所におかれては、本事業を実施する地方公共団体と連携して、生活困窮者等を受け入れていただくことなどが考えられます。

生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果などにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるといった効果があると考えられます。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施し、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、社会参加促進や就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労を支援しています。

■京都府福知山市の事例

京都府福知山市は、生活困窮者等の社会参加促進と農業訓練を通じた就労を目指し、農地所有適格法人に委託し、地域の荒廃農地を使用して、農作物の知識等の基礎研修や除草、育苗、収穫、ハウス修繕等の農作業、農業体験を行い、就労意欲の喚起やコミュニケーション能力の形成のための支援を実施しています。



【就農訓練の様子】

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加促進 (大阪府豊中市・高知県土佐町)

コラム

地方においては人口減少・基幹産業の人材不足、都市圏においては就労・社会参加ニーズの充足の場の不足とそれぞれに課題があるため、自治体が単独で双方の課題を解決するのは容易ではありません。こうした中、都市圏の課題の解決策を地方における課題に見出している自治体があります。

平成28年度から30年度までの3年間、大阪府豊中市では、未就職者や転職希望者の中で就農を希望する者に農業のインターンシップを実施（説明会の開催等）し、豊中市からの依頼を受けた高知県土佐町は、受入れを行う事業者等を支援しています。

地方創生の予算を活用した両自治体のこうした連携により、訓練付き就労の提供から雇用・移住に至るまでの包括的な支援が実施されています。



【就農説明会】



【ナスの収穫の様子】

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 保護課／地域福祉課 生活困窮者自立支援室

Ⅵ 刑務所出所者等の自立支援

社会福祉法人・NPO法人等、農業法人、地方公共団体等の皆様へ

刑務所出所者等が農業に取り組む際の支援は？

Q

14

刑務所出所者等を農業分野で支援するには、どのような方法がありますか。

A

農業者が、協力雇用主となり、刑務所出所者等を受け入れる方法が考えられます。

刑務所出所者等が就労の機会を得ることは、彼らの円滑な社会復帰に効果的であり、何より再犯防止につながります。そのため、法務省は、平成18年度から、厚生労働省と協力して総合的な就労支援対策を行っており、その施策の一環として、協力雇用主に対する支援を実施しています。

協力雇用主とは、刑務所出所者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主で、登録手続は保護観察所で行います。協力雇用主が受けられる支援には、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行った場合に奨励金（刑務所出所者等就労奨励金）を支払う制度や、業務上の損害を与えた場合に見舞金支払われる制度（身元保証制度）などがあります。令和3年10月1日時点では、全国24,665社の協力雇用主があり、その中には、農業者も含まれます。

協力雇用主に御関心のある農業者は、お近くの保護観察所にお問い合わせください。

刑務所出所者等就労奨励金制度 （実際に雇用して下さった協力雇用主に最長1年間奨励金を支給します。）

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

最大200万円

全国の保護観察所一覧

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html

問い合わせ先 保護観察所

Q

15

刑務所出所者等を雇用することに不安を感じるのですが、雇用前後に相談に乗ってもらえますか。

A

雇用を検討する段階から雇用後まで、保護観察所等がバックアップします。

本人への接し方や配慮すべき事項等については、保護観察所が相談に乗ります。具体的には、心理学・教育学・社会学等の専門的知識をもつ国家公務員である保護観察官及び地域性・民間性をもつボランティアである保護司から助言等を受けることができます。

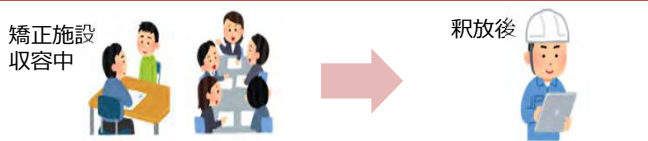
また、令和2年度から、更生保護就労支援事業所（保護観察所から委託を受けて就労支援を行う民間事業者）において、本人の特性を踏まえた適切なマッチング支援のほか、雇用後の職場定着支援として、最長6か月間、本人への接し方や雇用管理に関する相談等の支援を行っています（令和4年度は全国25都道府県（※）において実施。）。

刑務所出所者等の雇用を御検討いただく際は、お近くの保護観察所にお問い合わせください。

（※）北海道（札幌）、岩手、宮城、福島、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、香川、福岡、熊本、沖縄

更生保護就労支援事業

就職活動支援業務



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

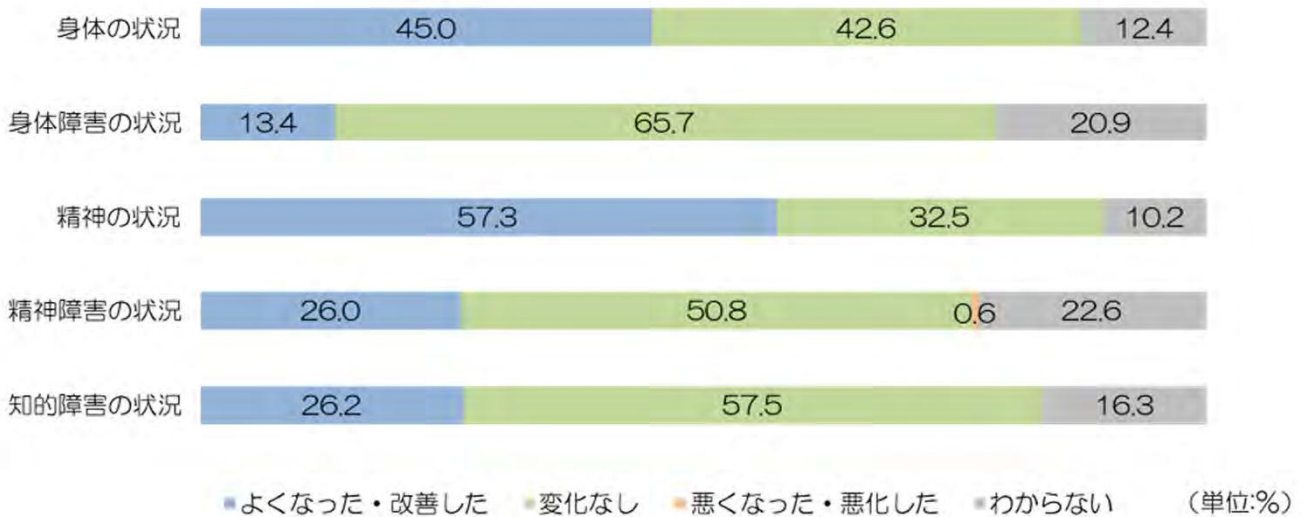
全国の保護観察所一覧

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html

問い合わせ先 保護観察所

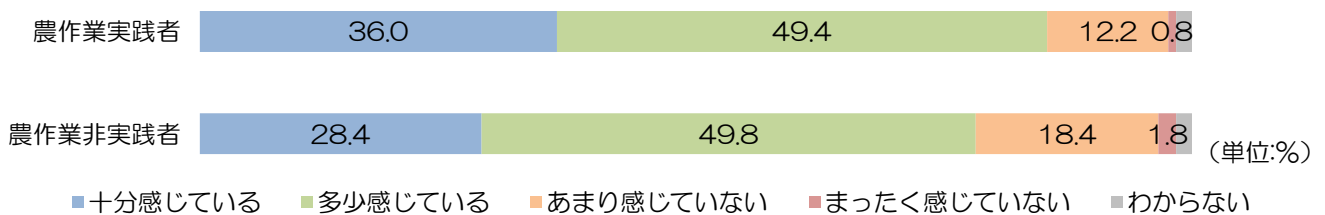
近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が改めて評価されています。

- 農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体が、57.3%が精神の状況がよくなった・改善したと回答しています。



出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利活動法人日本セルフセンター）
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査（平成25年度実施）

- 市民農園等での農作業の効果について、高齢者を対象にアンケート調査を実施した結果、農作業をしている者は農作業をしていない者に比べ、生きがい（喜びや楽しみ）を感じている人が多いという結果が得られました。



出典：「農作業と健康についてのエビデンス把握手法等調査報告書」（平成24年度農林水産省委託調査）
注：全国の60～69歳の男女を対象。

「農作物は百姓（百匠）が育てる」の考え

農業に従事している人を「百姓（百匠）」と呼ぶ場合があります。「姓」には広い言葉で「仕事、職業」の意味があります。このことから、百姓とは百の仕事ができる人という意味で、農業に従事する人を尊敬した表現という解釈がされています。

農業者の視点で農作業の内容をみると耕起、種まき、施肥、生育管理、病虫害防除、除草、収穫、出荷調製など、おおよそ8つの作業に分類され、これらの作業をこなす農業者は農作物を育てる『匠』といえます。

しかし、種まき一つをとってみても、①鉢を準備 ②土を準備 ③鉢に土を入れる ④種をまく ⑤水をやるといった細かな作業が積み上がって成り立っています。

障害特性を活かした農作業の実施

- ◆ 農業は作業の種類が多く、作業の内容も異なることから、障害者一人ですべての農作業をするのは困難。
- ◆ しかし、農作業を切り分け、複数の障害者が一つのチームとなって、能力に応じてそれぞれが得意な作業を行うことで農作業も可能となります。
- ◆ 更に、農作業をマニュアル化したり、農作業・農器具を工夫することで、障害者ができる農作業の範囲は拡大します。

問い合わせ先一覧

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク

- 各地方農政局等は、農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワークを開設・運営しています。
- 交付金の公募情報の発信に加え、ブロック単位でのセミナーの開催等を行っていますので、現場における情報提供窓口として、お気軽にお問い合わせください。

全体のお問い合わせ

(対象地域：全国)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 農福連携推進室 TEL：03-3502-0033

北海道地域の農福連携推進ネットワーク

(対象地域：北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局：北海道農政事務所企画調整室 TEL：011-330-8801(内線211,213)

東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/network/syurou_net.html

事務局：東北農政局農村振興部農村計画課 TEL：022-263-1111(内線4125,4185)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局：関東農政局農村振興部農村計画課 TEL：048-600-0600(内線3412)

北陸障がい者就農促進ネットワーク

(対象地域：新潟県、富山県、石川県、福井県)

https://www.maff.go.jp/hokuriku/nouson/noufuku_suisin.html

事務局：北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL：076-263-2161(内線3425)

東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域：岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/shogai/index.html>

事務局：東海農政局農村振興部農村計画課 TEL：052-201-7271(内線2519,2522)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html>

事務局：近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL：075-451-9161(内線2423)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局：中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL：086-224-4511(内線2526,2527)

九州地域農福連携促進ネットワーク

(対象地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku_top.html

事務局：九州農政局農村振興部農村計画課 TEL：096-211-9111(内線4611,4624,4627)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域：沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/nousin/O16729>

事務局：沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL：098-866-0031(内線83326,83336)

みんなで耕そう!



NOUFUKU PROJECT